

墨田区子ども・子育て会議の目的等について

1 墨田区子ども・子育て会議の役割について

墨田区子ども・子育て会議条例（抜粋）

（所掌事務）

第3条 子ども・子育て会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及び区長に意見を述べるものとする。

- （1） 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- （2） 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- （3） 墨田区子ども・子育て支援総合計画に関すること。
- （4） 子ども・子育て支援に係る施策及び次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項並びに当該施策及び対策の実施状況に関すること。
- （5） その他区長が必要と認めること。

2 スケジュール（案）

	日時	会場
第1回	令和7年 4月23日（水）午後6時30分	墨田区役所13階 131会議室
第2回	令和7年 8月19日（火）午後6時30分	すみだリバーサイドホール イベントホール
第3回	令和7年11月13日（木）午後6時30分	墨田区役所13階 131会議室
第4回	令和8年 2月 6日（金）午後6時30分	墨田区役所13階 131会議室
第5回	令和8年 3月12日（木）午後6時30分	墨田区役所13階 131会議室